

四 登録関係事務を行う組織、運営、その他実施体制に関する事項

五 登録関係事務を行うに当たり個人情報保護及び情報セキュリティに関する事項

六 登録関係事務を行うに当たり必要なシステムの構築及び保守運用に関する事項

七 手数料の収納の方法に関する事項

八 登録関係事務に関して知り得た情報の管理（情報の安全性を確保するために必要な措置を含む。）及び秘密の保持に関する事項

九 登録関係事務に関して知り得た情報の漏洩が生じた場合の措置に関する事項

十 登録関係事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

十一 登録関係事務に関する標準的な作業時間及び手順に関する事項

十二 法第三十九条の第五項に規定する相互連携その他登録関係事務の実施に関し必要な事項及びこれに付随する事項

（登録関係事務に関する帳簿の備付け等）

第七条 指定登録機関は、次の各号に掲げる事項を記載した法第三十九条の十五に規定する帳簿を作成し、登録関係事務を廃止するまで保存しなければならない。

一 各月における法第三十九条の五第一項の登録、法第三十九条の六第一項の変更登録及び法第三十九条の八の届出の件数

二 各月における法第三十九条の五第六項の登録証明書の再交付の件数

三 各月における逸走に関する情報検索の件数

四 各月における問合せ数の件数

五 各月における手数料の收受の状況

（事故発生時の措置）

第八条 指定登録機関は、漏えいその他保有個人情報の管理に係る事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちにその旨を環境大臣に報告しなければならない。

（立入検査を行う職員の証明書）

第九条 法第三十九条の第十八第二項の職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

（登録関係事務の休廃止の許可の申請）

第十条 指定登録機関は、法第三十九条の十九の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする登録関係事務の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日

三 休止しようとする場合にあつては、その期間

四 休止又は廃止の理由

（登録関係事務の引継ぎ等）

第十一条 指定登録機関は、法第三十九条の十九の規定による許可を受けて登録関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合、法第三十九条の二十の規定によりその指定を取り消された場合又は法第三十九条の二十三の規定により環境大臣が登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならないこととする。

一 登録関係事務を環境大臣に引き継ぐこと

二 登録関係事務に関する帳簿及び書類を環境大臣に引き継ぐこと

三 その他環境大臣が必要と認める事項

#### 附則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第七条から第九条までの規定は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年六月一日）から施行する。